

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
スポーツ振興くじtotoの「toto販売払戻システム」の構築及び運用保守業務（調達仕様の変更）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 12. 3	日本エニシ株式会社 代表取締役社長 黒川茂 東京都江東区豊洲一丁目1番1号	会計規則第18条第4項「競争に付することが不利と認められる場合」供給者を変更することにより既存のサービスとの互換性を得られなくなるおそれがあるため（互換性）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,230,415,294	—	0	—	—	—	複数年度契約 【契約期間】 H24. 12. 3～H30. 3. 31
平成24年度国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業に係る海外拠点の賃貸借契約（ローザンス）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 12. 7	Fédération Internationale des Luttes Associées Rue du Château, 6 - 1804 Corsier-sur-Vevey SWITZERLAND	契約事務取扱規程第24条第8号「外国で契約するとき」	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,080,000	—	0	—	—	—	平成24年度契約 【契約期間】 H25. 1. 1～H25. 3. 31
新国立競技場基本構想公開プレゼンテーション競技に係る国内新聞広告等掲載業務及び海外新聞広告掲載業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 12. 14	株式会社電通 代表取締役社長執行役員 石井直 東京都港区東新橋一丁目8番1号	会計規則第18条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」基本契約に基づく個別契約のため	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	68,137,902	—	0	—	—	—	平成24年度契約 【契約期間】 H24. 12. 14～H25. 3. 29
2013年～2017年シーズンtoto事業における広報・広告宣伝業務	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 12. 21	株式会社電通 代表取締役社長執行役員 石井直 東京都港区東新橋一丁目8番1号	会計規則第18条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」企画競争により特定された者との契約のため	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	21,947,968,631	—	0	—	—	—	複数年度契約 【契約期間】 H24. 12. 21～H29. 12. 31
スポーツ振興投票の実施に関する経営コンサルティング業務（平成24年度第4四半期）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 12. 21	7ピームコンサルティング株式会社 代表取締役社長 岩澤俊典 東京都千代田区有楽町一丁目10番1号	会計規則第18条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」企画競争により特定された者との契約のため	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	139,878,273	—	0	—	—	—	平成24年度契約 【契約期間】 H25. 1. 1～H25. 3. 31
第三期スポーツ振興投票の実施に関する事務処理業務支援	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 河野一郎 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	H24. 12. 26	日本エニシ株式会社 代表取締役社長 黒川茂 東京都江東区豊洲一丁目1番1号	会計規則第18条第4項「競争に付することが不利と認められる場合」第3期システム稼働と同時に供給者を変更することは既存のサービスを得られなくなるおそれがあるため	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	239,925,000	—	0	—	—	—	複数年度契約 【契約期間】 H25. 1. 1～H27. 1. 31

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。